

令和3年8月31日

保護者の皆様

豊岡市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応について

日頃は、新型コロナウイルス感染症予防に対し、適切にご対応いただきありがとうございます。

さて、文部科学省が「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を作成したことを踏まえ、豊岡市教育委員会の対応についてお知らせします。

保護者の皆様には、下記のことにご留意いただきますとともに、引き続き、お子様やご家族の皆様の感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 児童生徒等や教職員に新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

- (1) 保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業を行うかについては、教育委員会が判断します。
- (2) 臨時休業となる場合の小学校に併設する幼稚園は閉園とします。また、放課後児童クラブも同期間、閉所とします。
- (3) 保健所の指示に従って、消毒を行います。

2 欠席等の取り扱い

- (1) 風邪症状（のど痛、咳、発熱など）がある場合は、自宅で休養させてください。
あわせて、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査等を受けている場合も、欠席させてください。
- (2) 感染が不安で出席できない場合、並びにワクチン接種のために欠席をする必要がある場合は、各学校に相談してください。
- (3) (1)(2)の場合、また、感染予防のために欠席される場合は、いずれも欠席扱いになりません。

3 その他

- (1) 毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底いただきますとともに、不要不急の外出・感染拡大地域への移動を自粛していただきますようお願いいたします。
- (2) 休日に新規に濃厚接触者及び陽性者と判定された場合は、その結果を市役所の代表番号（23-1111）に連絡してください。
- (3) お子様のことで気にかかることがあれば、学校に連絡してください。